

# 介護保険制度の概要

# 介護保険制度実施の背景

- 介護ニーズの増大
- 介護する家族の高齢化
- 核家族化の進行

などを背景に平成12年に創設された制度



介護ニーズの増大



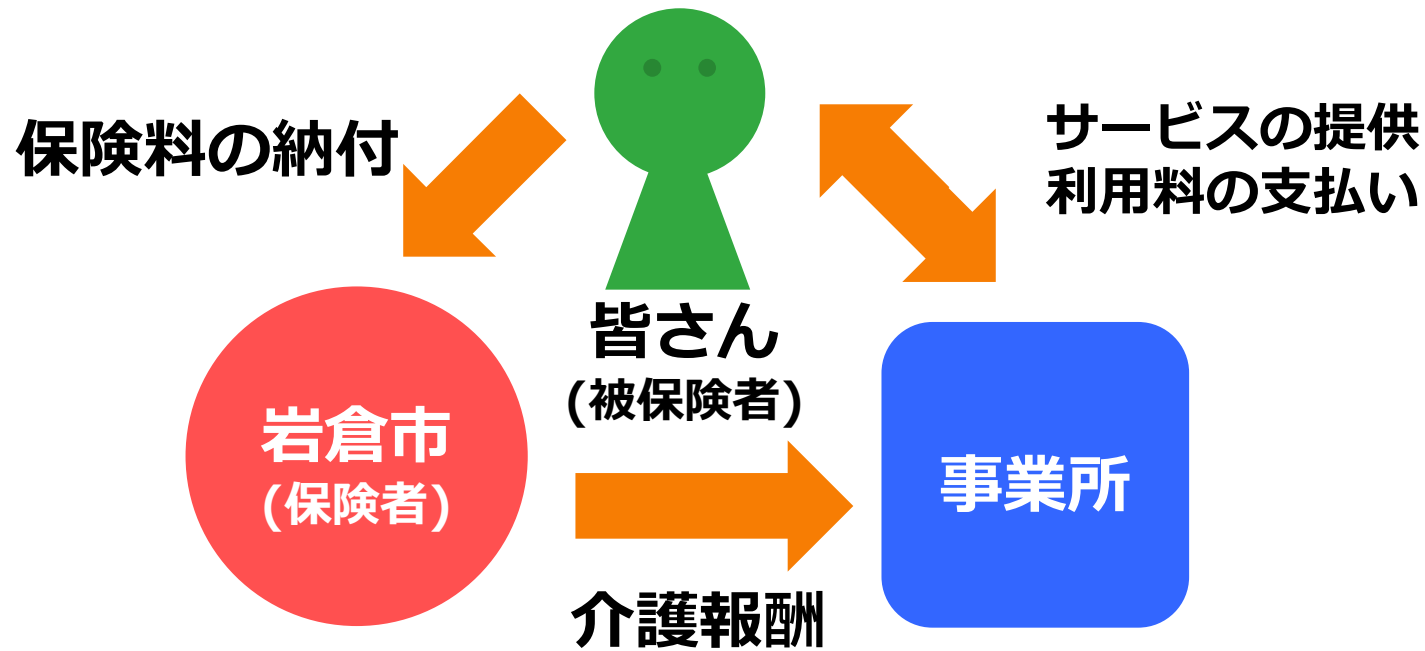
介護する家族の高齢化

核家族化の進行



# 介護保険制度のしくみ

- 40歳以上の全国民が加入
- 保険者（岩倉市）、被保険者（サービス利用者）、事業者（サービス提供者）で成り立ち、市町村が運営



できる限り自立した日常生活を営めるように、みんなで支えあう制度です



# 介護保険の加入者

|               | 第1号被保険者                      | 第2号被保険者                             |
|---------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 年齢            | 65歳以上の人                      | 40歳から64歳の人                          |
| 介護サービスを利用できる人 | 介護や日常生活の支援が必要となった人           | 老化が原因とされる病気（特定疾病※）により、介護や支援が必要となった人 |
| 被保険者証の交付      | 65歳の誕生日の前日が属する月の前月<br>★手続き不要 | 要介護・要支援認定を受けた人<br>★手続き必要            |
| 負担割合証の交付      | 要介護・要支援認定を受けた人               |                                     |
|               | チェックリストを受け事業対象者になった人         | —                                   |
| 保険料の納付先       | 岩倉市                          | 加入している医療保険の保険者                      |

※みんなの介護保険利用ガイドブック3ページ参照